

# 王子労基署からのお知らせ

## (令和5年5月)



### ✓ 職場の「熱中症」を防ごう!

～5月から9月は「クールワークキャンペーン期間」です。本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう～

令和4年の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上の労働災害は67件発生し、うち5件が死亡災害となっています(令和5年2月1日現在)。業種別では、警備業が24%、建設業が18%を占め、陸上貨物運送事業、ビルメンテナンス業など幅広い業種で発生しています。また、屋外作業に限らず、屋内作業においても発生しています。

月別の熱中症による死傷者数をみると、全体の約8割が7月から8月にかけて発生しており、特に、梅雨明け直後と夏休み時期明けに多く発生しています。令和4年は記録的な高温となった6月に23件(34%)が発生し、死亡災害も3件発生しました。

熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう。

くわしくは厚生労働省HPをご覧ください。

熱中症関連情報

検索



### ✓ 労働保険関係手続は電子申請にしませんか?

労働保険に関する申請や届出について、書面での手続ではなく「電子申請」を使うことで、インターネットを経由して「カンタン・便利に」手続できます。

自宅やオフィスなどから、「e-Gov」サイトにアクセスし、24時間いつでも申請や届出ができます。

#### 《電子申請のメリット1》

大量の申請書類への記入も簡単&スピーディー。年度更新申告も前年度の申請情報を取り込み、入力チェック機能や自動計算機能で、記入漏れや記入ミスを防げます。

#### 《電子申請のメリット2》

労働局や労働基準監督署などの窓口に出向く必要はありません。

窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。しかも24時間365日、いつでも手続が可能です。

#### 《電子申請のメリット3》

申請・届出用紙の入手は不要。窓口で並ぶ時間や窓口までの移動費などを大幅に削減でき、総務担当者の業務改善につながります。

労働保険の電子申請に関する詳細は特設サイトへ!



## ✓ 第14次労働災害防止計画が始まりました ～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

労働災害防止計画とは、労働災害を減少させることを目的に、国が取り組む事項を定めた計画であり、厚生労働大臣が策定した14次の「労働災害防止計画」を踏まえて、東京労働局では「第14次東京労働局労働災害防止計画」を定め、「トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」」をキャッチフレーズとして、計画達成（労働災害の減少）を目指します。

当署としても、「第14次東京労働局労働災害防止計画」を踏まえて、事業場における自主的な安全衛生活動を通じて

① 労働災害防止活動を推進し、労働災害を着実に減少させる

② 労働者の健康確保対策と快適な職場環境の形成を図る

を目的に、事業者や関係団体等の協力を得ながら管内の安全衛生水準の向上に努めていくこととします。

### 【計画の目標】

#### 1. 死亡及び死傷災害の着実な減少

- 2027年までの間、死傷災害を経年的に減少させる目標の数値を以下のとおり設定する。



① 期間中の死亡災害の目標(2027年)

0人

② 期間中の死傷災害の最終目標(2027年)

194人以下

※東京労働局14次防計画で示しているアウトカム指標の達成を目指した場合の期待される結果を目標数値とする。

- ・死亡災害—2022年と比較して2027年までに5%減少
- ・死傷災害—2022年と比較して2027年までに減少に転ずる(当署では5%減少を目指す)。

#### 2. 労働者の健康確保対策及び快適職場の形成の促進

- 過重労働による健康障害、職場のストレス等による作業関連疾患を減少させる。
- 災害性腰痛等の職業性疾病を減少させる。

\* 計画の達成を目指し、東京労働局の労働災害防止計画に示す取組を積極的に推進していきます。

## ✓ 賃金引上げをご検討ください

政府におきましては、成長と分配の好循環を実現するため、足下での賃金引上げに向けた環境整備とともに、賃金引上げが高いスキルの人材を惹きつけ、企業の生産性を向上させ、それが更なる賃金引上げを生むという「構造的な賃上げ」の実現を目指し、支援策の強化等の取組を進めています。

そのため厚生労働省では、中小企業・小規模事業者が賃金引上げを検討するに当たり参考となるよう、賃金引上げに向けた取組事例の紹介、地域・業種・職種ごとの平均的な賃金の検索機能、下請取引の改善等に関する支援も含む政府の各種支援策等を掲載したWebサイト「賃金引上げ特設ページ」を開設しています。ぜひご利用ください。

なお、賃金引上げに取り組む際には、非正規雇用労働者について同一労働同一賃金の観点を踏まえた対応に併せて取り組みいただくようお願いいたします。

賃金引上げ特設ページはこちらから

賃金引上げ特設ページ

同一労働同一賃金に関してははこちらから

同一労働同一賃金特設ページ